

令和2年12月10日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康
医療局生活衛生部生活衛生課長から次のとおり通知がありましたので貴組合員並び
に従業員への周知方よろしくお願いいたします。

都道府県知事等宛、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知

(令和2年12月4日付け生食発1204第5号) 概要

- ・ 食品衛生法に基づき、乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の器具若しくは容器包装等については、乳等省令及び規格基準告示の両方に規格基準が定められ、その他の食品の容器包装等については、規格基準告示に規格基準が定められていた。

本年6月1日に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部が施行され、安全性を評価した物質のみを食品用器具及び容器包装に使用可能とする仕組み(ポジティブリスト制度)が導入され、乳等の容器包装等についても、当該制度で管理されることとなった。そのため、乳等省令に定められていた乳等の容器包装等の規格基準を規格基準告示に移行することで、食品用の容器包装等の規格基準を規格基準告示に一元化することとし、改正を行った。なお、今般の改正は、規格値及び用語の定義の変更は伴わない。